

富岡町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

富岡町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、第7次福島県総合教育計画に定めた「学びの変革」の実現に向け、教職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感をもって健康に働くことができる持続可能な教育環境の構築と児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法や文部科学大臣の指針等に基づき、策定するものです。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていきます。

(2) 富岡町の現状

○富岡町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「富岡町立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規程」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでおります。

○本町における教育職員の時間外在校等時間の状況については、令和6年度、令和7年度(上期※)は以下のとおりです。

※上期・・・令和7年4月～12月までの9月間

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 22.7時間	0.0%	0.0%
中学校	月 17.0時間	5.9%	0.0%

【令和7年度(上期)の時間外在校等時間の状況】 (12月末現在)

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 27.0時間	13.3%	0.0%
中学校	月 17.7時間	7.1%	0.0%

○時間外在校等時間が45時間以上を超える割合が小中学校ともに増加しています。これは、育児休業や病気休暇、年度途中の退職など、現場の教職員の人数が減少し、一人一人への負担が増加しているためです。教職員の人的保障が早急に必要となる状況となっておりますが、原子力発電所事故という特殊要因のため、人材不足が顕著であり、課題解決にいたっておりません。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の 数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。【16日】
※令和7年度 現時点での有給休暇の平均取得数 16日
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。【0%】
※令和7年度において高ストレス者はなし。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・町内全域でのスクールバス運行を行っているが、希望により徒歩通学の児童生徒がいることから、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・令和9年度に向けて、公益社団法人富岡町さくら文化・スポーツ振興公社と連携し、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

(iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業等における児童生徒を補助する、学習支援員の配置を継続して行う。
- ・ ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。
- ・ ICT 機器使用した授業計画や教材作成支援、機器のメンテナンス、操作支援等のための専門職員の配置を継続し行う。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・町保健師等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携、協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・ 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムやスト

レスチェックなどにより把握する。

- ・ 教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間の長時間化や長時間業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている場合は、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・ 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。